

【イタリア】がん患者を保護するための立法の動向

海外立法情報課長 芦田 淳

＊がん診断後の生存者数の増加傾向等を背景に、2023 年には「がんについて忘れられる権利」を導入する法律、2025 年にはがん患者の労働ポストの保持等を定めた法律が制定された。

1 2023 年法律第 193 号

(1) 制定経過

2023 年 12 月 7 日法律第 193 号「がん患者に対する差別防止及び権利保護に関する規定」¹（以下「2023 年法」）は、現在の議会期²が始まった 2022 年 10 月から 2023 年 6 月までに下院議員により提出された法律案 9 件³及び 2023 年 3 月に経済労働国民会議⁴により下院に提出された法律案 1 件が基になっている。これら計 10 件の法律案は下院社会問題委員会において 1 件の法律案⁵に統合され、2023 年 8 月 3 日、下院本会議において全会一致で可決された⁶。統合に中心的な役割を果たし、下院本会議で法律案について報告を行ったボスキ (Maria Elena Boschi) 下院議員によれば、統合された法律案及び（その基になった）全ての法律案の目的は、がんが完治した者に対する明らかな差別（それは今なお存在し、イタリアの制度上、実際には容認されている。）⁷を克服することであった⁸。下院で可決された法律案は、同年 12 月 5 日、上院本会議においても全会一致で可決され⁹、成立した。

(2) 主な内容

2023 年法（全 5 か条、2024 年 1 月 2 日施行）は、「がんについて忘れられる権利」、つまり、がんから回復した者が、自らの過去の病状に関して、情報を提供しない権利及び調査を受けない権利（第 1 条）を導入するものである。この権利は、がん治療を 10 年¹⁰以上前（21 歳未満で発症した場合には、5 年以上前）に終了し、再発のない者が行使することができる（第 2 条

＊ 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025 年 9 月 8 日である。

¹ L. 7 dicembre 2023, n.193, Disposizioni per la prevenzione delle discriminazioni e la tutela dei diritti delle persone che sono state affette da malattie oncologiche. 以下、法令の法文に関しては、特に断りのない限り、イタリア共和国の法令ポータルサイト (Normattiva website <<http://www.normattiva.it>>) を参照した。

² 議会期は、選挙から次の選挙までの期間で、解散による繰上げ選挙が行われない限り 5 年間である。

³ 提出した議員の所属会派はそれぞれ異なっており、合わせれば、主要会派を網羅していた。

⁴ 経済労働国民会議 (Consiglio Nazionale dell'Economia e del Lavoro: CNEL) は、専門家及び各生産部門の代表者で構成される両議院及び政府の諮問機関であるが、法律の発案権も有している（憲法第 99 条）。

⁵ A.C. n.249-413-690-744-885-959-1013-1066-1182-1200-A, XIX Legislatura. <https://documenti.camera.it/leg19/pdl/pdf/leg19.pdl.camera.249_A.19PDL0046450.pdf>

⁶ Resoconto stenografico dell'Assemblea della Camera dei Deputati, Seduta n.153, XIX Legislatura, 3 agosto 2023, p.Votazioni II. <<https://documenti.camera.it/leg19/resoconti/assemblea/html/sed0153/stenografico.pdf>>

⁷ イタリアにはがんと診断されてから完治し、一般人と同様の平均余命を取り戻した者が約 100 万人いると見込まれるが、がん患者であったという理由で、住宅ローンを組むこと、融資を受けること、生命保険に加入すること、養子縁組を行うことが困難な場合も多かった。例えば、*Corriere della Sera*, 5 dicembre 2023.

⁸ Resoconto stenografico dell'Assemblea della Camera dei Deputati, Seduta n.148, XIX Legislatura, 27 luglio 2023, p.54. <<https://documenti.camera.it/leg19/resoconti/assemblea/html/sed0148/stenografico.pdf>>

⁹ Resoconto stenografico dell'Assemblea del Senato della Repubblica, Seduta n.132, XIX Legislatura, 5 dicembre 2023, p.58. <<https://www.senato.it/service/PDF/PDFServer/BGT/01398952.pdf>>

¹⁰ この年数については、2024 年 3 月、例外（例えば、ステージ 1 及び 2 の乳がんであれば 1 年）を定める保健大臣命令が制定された。Decreto 22 marzo 2024, Elenco di patologie oncologiche per le quali si applicano termini inferiori rispetto a quelli previsti dagli articoli 2, comma 1, 3, comma 1, lettera a), e 4, comma 1, della legge n. 193 del 2023, *Gazzetta Ufficiale della Repubblica Italiana*, 24 aprile 2024, n.96, p.34.

～第4条）。具体的には、①銀行、金融、投資及び保険に関する契約の締結又は更新に際してのほか、②養子縁組の申請者に対して実施される健康（状態）に関する調査や、③就職等のための選考手続における候補者の心理的・身体的な要件や健康状態の確認において、治療の終了から上記の年数（原則として10年又は5年）が経過し、再発のないがんに関する情報を要求することは禁止される（同条）。

2 2025 年法律第 106 号

(1) 制定経過

2025 年 7 月 18 日法律第 106 号「がん疾患、障害を伴う疾患及び慢性疾患を有する労働者のための労働ポストの保持並びに検査及び治療のための有給休暇に関する規定」¹¹（以下「2025 年法」）も、2022 年 10 月から 2023 年 9 月までに下院議員により提出された法律案 6 件¹²を基にしている。これらの法律案は下院労働委員会において 1 件の法律案¹³に統合され、2025 年 3 月 25 日、下院本会議において全会一致で可決された¹⁴。下院で可決された法律案は、同年 7 月 8 日、上院においても可決され¹⁵、成立した。

(2) 主な内容

2025 年法（全 5 か条、2025 年 8 月 9 日施行）は、がん疾患、障害を伴う疾患又は慢性疾患にり患し、労働能力に 74%以上の障害のある公的部門及び民間部門の従業員に対して、最長 24 か月間の無給休暇（以下「無給休暇」）の取得を認めるものである（第 1 条。以下、本段落について根拠条文は同じ。）。当該休暇は、連続又は分割して取得することができる。無給休暇の間、従業員はいかなる労働も行ふことができないが、その労働ポストの保持が認められる¹⁶。上記の疾患の診断は、対象となる従業員を治療する公的医療機関又は認定を受けた民間医療機関の一般医又は専門医が行う。なお、無給休暇の期間は、勤続年数に含まれず、原則として年金等の計算においても算入されない。無給休暇の終了後、対象となる従業員は、業務に差し支えない限りにおいて、テレワークを優先的に利用することができる。

また、対象となる従業員（ただし、がん疾患に関して、治療中又は経過観察初期のという条件が加えられている。）に対して、診察、検査及び治療を理由とした有給休暇についても、年間 18 時間から同 28 時間に延長している（第 2 条）。

このほか、医学、生物学、薬学等の分野の優秀な卒業生に授与される「がん患者を追悼するための賞」に充てる年間 200 万ユーロ¹⁷の基金の設立（第 3 条）等が定められている。

¹¹ L. 18 luglio 2025, n.106, Disposizioni concernenti la conservazione del posto di lavoro e i permessi retribuiti per esami e cure mediche in favore dei lavoratori affetti da malattie oncologiche, invalidanti e croniche.

¹² 提出した議員の所属会派は、中道小会派等を除いて、2025 年法の場合もほぼ主要会派を網羅していた。

¹³ A.C. n.153-202-844-1104-1128-1395-A/R, XIX Legislatura. <https://documenti.camera.it/leg19/pdl/pdf/leg.19.pdl.camera.153_AR.19PDL0128620.pdf>

¹⁴ *Resoconto stenografico dell'Assemblea della Camera dei Deputati*, Seduta n.455, XIX Legislatura, 25 marzo 2025, p.Votazioni II. <<https://documenti.camera.it/leg19/resoconti/assemblea/html/sed0455/stenografico.pdf>>

¹⁵ 上院本会議では挙手による投票で可決されたため、賛成者及び反対者の数は議事録に記載されていないが、投票に先立つ討論の内容によれば、基本的にいずれの会派も賛成の立場であった。*Resoconto stenografico dell'Assemblea del Senato della Repubblica*, Seduta n.325, XIX Legislatura, 8 luglio 2025, pp.14-29. <<https://www.senato.it/service/PDF/PDFServer/BGT/01464998.pdf>>

¹⁶ これに対して、従来の病気休暇の期間は 6 か月間にとどまっており、多くの場合において、その期間後は労働ポストの保持が難しいという問題があったとされる。例えば、*La Stampa*, 9 luglio 2025. 労働ポストの保持は、「がん治療の目的の一つが、治療を受けた患者に完全な労働能力を取り戻させることである時代において、決定的に重要」であり、2025 年法は、2023 年法に続く「更なる進歩」との評価が見られる。*Il Messaggero*, 9 luglio 2025.

¹⁷ 1 ユーロは約 172 円（令和 7 年 9 月分報告省令レート）。